

自動車リサイクル法に基づく関連事業者の登録・許可について

平成 16 年 11 月 9 日
環境省廃棄物・リサイクル対策部
リサイクル推進室

1. 関連事業者の登録・許可の状況（本年 9 月末現在）

(1) 引取業者及びフロン類回収業者の登録

- 自動車リサイクル法に基づく「引取業者」及び「フロン類回収業者」は、フロン回収破壊法に基づき都道府県知事・保健所設置市長の登録を受けた「第二種特定製品引取業者」及び「第二種フロン類回収業者」が、自動車リサイクル法施行時（来年 1 月 1 日）に自動的に移行。
- 本年 9 月末時点でのフロン回収破壊法に基づく登録件数は表 - 1 のとおり（都道府県・保健所設置市の内訳は「別紙」参照）。
- なお、年内にフロン回収破壊法に基づく登録を新たに行う事業者も想定されるので、法施行時の登録件数は、今後ある程度の増加が見込まれる。

表 - 1 引取業者・フロン類回収業者の登録件数(平成 16 年 9 月末)

	引取業者	フロン類回収業者
登録件数	61,382	20,351

(2) 解体業者及び破砕業者の許可

- 自動車リサイクル法に基づく解体業者及び破砕業者は、都道府県知事・保健所設置市長の許可制となっており、本年 7 月 1 日から施行。
- 廃棄物処理法の許可を有する既存の解体業者・破砕業者については、経過措置により本年 9 月末までに届出を行った者は自動車リサイクル法による許可業者とみなされる（「みなし許可」）。
- また、廃棄物処理法の許可を持たずに、有価物のみを取り扱う既存の解体業者・破砕業者については、経過措置により本年 9 月末までに許可申請を行った場合には、許可又は不許可の通知がなされるまで（審査中）の間、有価物である使用済自動車の解体・破砕を継続できる。
- 経過措置期間終了時点での、解体業者及び破砕業者のみなし許可及び新規許可申請（審査中のものを含む。）の件数は表 - 2 のとおり（都道府県・保健所設置市の内訳は「別紙」参照）。破砕業者については、破砕前処理工程（プレス等）のみの場合と破砕工程（シュレッダー工程）を有する場合とに区分している。

- なお、新規許可申請件数は、審査の結果不許可となる事業者もあり、また、年内に新たに許可申請を行う事業者も想定されるので、法施行時の許可件数は、今後ある程度の増減が見込まれる。

表 - 2 解体業者・破砕業者の許可件数(平成 16 年 9 月末)

	解体業者	破砕業者	
		前処理工程のみ	破砕工程あり
みなし許可件数	2,201	649	141
新規許可申請件数	2,792	333	8
合計	4,993	982	149

2. 無許可営業に対する取締り

- 本年 10 月 1 日以降、9 月末までにみなし許可の届出又は新規許可申請を行わなかった者は、使用済自動車の解体・破砕を業として行うことはできず、これに反した場合は無許可営業となり、自動車リサイクル法上の罰則が適用となる。
- 無許可営業を防止するため、都道府県・保健所設置市には、9 月末までは許可申請をさせるように指導を徹底し、許可申請に至らなかった者については、新規の許可を取得しない限り業を行えないことにつき文書で注意喚起を行うよう要請。
- また、10 月 1 日以降、意図せずに無許可業者に使用済自動車を引き渡すことがないように、業を行うことのできる事業者のリストを公表し関係者に周知するとともに、無許可営業のおそれがある事業者の確認を要請。
- さらに、無許可営業に対しては厳正に対処する必要があることから、警察庁とも連携し、悪質な無許可業者に対しては、各都道府県警の協力を得て積極的な刑事告発を行うよう要請。警察庁からも各都道府県警に指示。
- その結果、これまでのところ刑事告発が必要な悪質な無許可営業は顕在化しておらず、全般的に大きな混乱なく推移している状況。